第2回篠山市原子力災害対策検討委員会資料 平成24年12月12日開催

資料-1

原子力防災に係る具体的取組事項

NO	取組項目	取組内容	備考	
【全任	全体的事項·共通事項】			
1	情報収集、連絡体制、避難体制の	兵庫県では国・関西広域連合のプランを踏まえて25年度に見直し作業に着手すると言っ		
	整備	ているが、早急に決めておかなければいけないことは、篠山市独自で計画をすればよい。		
		国や県で新しい方針が示されたときは見直せばよいと思う。		
2	検討項目の検討優先順位決定	市の原子力災害対策は、国の原子力災害対策と連携するが。国の「原子力災害対策指針」		
		の記載事項の内、地方自治体として重要でありかつ迅速な検討・決定が必要と考えられる		
		項目を選択する。		
		国の「原子力災害対策指針」の記載事項の内、第1項目については原子力災害の総論的基		
		礎知識であり、また第4項目は中長期にわたる対策指針であるためこの2つについては検		
		討の優先順位は低いと考える。		
		第2項目は災害事前対策であり、特に $(3)(7,8)(10\sim12)$ については地域独自の判断を要求		
		されると考える。いずれも災害前の準備として最優先検討項目と考える。		
		第3項目は緊急事態発生時の初期対応であり、特に(2~5)についてはやはり地域独自の判		
		断を要求されると考える。いずれも災害発生直後対策として最優先検討項目と考える。た		
		だ(6)核燃料物質の輸送については既に市の既成対策案が存在するので、優先検討項目か		
		ら除外してもよいと考える。		
		以上から、第2第3項目を優先検討項目とし、その内容細目につき、さらに優先検討順位		
		を委員会で決定し、迅速な対策作成を望む。		
3	篠山市の現行防災・医療体制につ	市の原子力災害対策は、国との連携の中でいかに地方自治体として地域の特異性を表明・		
	き、原子力災害対策として利用可	区別化出来るかを検討するが、地域特異性の閾値をどれほど大きく出来るかを現行の医		
	能な社会的資産の規模と運用資	療・防災に対する市の社会的資産の規模と経済的な縛りから逆算。実現可能な防災対策を		

NO	取組項目	取組内容	備考
	産の確認	検討する。また現行社会資産で対応困難かつ今後市として緊急に準備が必要と考えられる	
		原子力災害対策用の社会的資産が委員会で確認された場合、市に報告し市会の議決に委ね	
		る。以上は国の「原子力災害対策指針」の記載事項の内第2項目(10)にも相当すると考え	
		る。	
		追記:原子力災害に県境は無い。近隣自治体と共用利用可能な社会的資産の把握も重要で	
		ある。またその運営に当たり地域間での意思疎通を計り連携強化のための別途委員会の設	
		立も必要に応じて検討する。	
【情報	報収集•情報伝達】		
4	防災情報伝達システムの確立	・市の防災情報ネットワークの活用	
		・公表方針のSPEEDI情報や近隣自治体のモニタリングポスト情報との接続(線	
		量・・・空間、水、食料、どこで医療を受けるか)	
		・国のオープンデータ化戦略との連携	
		・非常用電源の確保	
		「太陽光パネル+蓄電装置」の設置	
		簡易ガス発電機の購入	
		(都市ガス、エネファーム、プロパンガス・・・ホンダ製品有)	
		・周知と避難訓練の実施へ	
5	情報収集の方法並びに情報伝達	①福島原発の教訓を生かすことが重要	
	システムの確立	正確な情報の収集方法	
		国や電力会社の情報だけに依存するのか。市あるいは、広域でモニタリングポスト等の	
		設置により、自ら情報収集のシステムを構築するのか。	
		②あらゆるレベルの事故を想定したうえで、市民の情報伝達はどのようにするのか。	
		(自治会組織の活用など)	

NO	取組項目	取組内容	備考
6	情報の収集と提供	・事故情報の入手方法	
		・環境放射線の測定と公開	
		・周辺自治体との連携 (緊急時の連絡、測定データの共有等)	
		・原子力事業者との安全協定(緊急時の通報連絡、定時情報提供等)	
7	原子力緊急事態に関する情報の	若狭湾内での原子力災害に備え、兵庫県からだけではなく、直近の京都府下の広域丹波自	
	入手方法ならびに市民への情報	治体より直接情報を入手するよう協定を予め結ぶ等、通報連絡体制の強化に努めることを	
	提供方法や体制について	検討する。	
【避勤	離体制の構築】		
8	住民の避難方法		
9	避難経路の確保	現行の防災計画における避難所へ避難する以外に、市外を含む広域避難をできる場所や経	
		路の確保、移動手段、方法について検討する。	
10	原子力災害時の被ばくを避ける	放射性物質を含んだ気体や微粒子による被ばくを避けるため、防護対策の検討や避難所整	
	ための防護対策等について	備の確認が必要。	
		1. 避難所整備の確認	
		①原子力災害時に、避難すべき避難所が実際に足りるのか。	
		②現在把握している収容スペース (面積) は実際に使用できるものか 等。	
		※なお、兵庫県地域防災計画(原子力等防災計画)を H25 年度に修正予定であり、県計	
		画修正前に市が計画策定された場合は、県計画修正後に整合を図っていただきたい。	
11	避難計画	・基本方針	
		・避難指示の意思決定方法	
		・市民への連絡方法	

NO	取組項目	取組内容	備考
		・避難範囲	
		・避難先の確保(避難先自治体との連携体制)	
		・避難手段と避難ルートの確保	
		・学校等での対応方法	
		・災害時要援護者(病院・施設・在宅等)への対応方法	
		・避難所の開設と運営方法	
【避勤	離者の受け入れ】		
12	広域避難に対する支援について	京都府から最大13万人が兵庫県側へ避難する事態が想定されるため、篠山市外からの避	
		難者受入について検討が必要。	
		1. 避難所の確認	
		避難者を受入可能な施設の把握。	
		2. 移送手段の確保	
		避難者を被災地から移送するために必要なバスの用意。	
		3. 受入体制の構築	
		篠山市の受入体制(組織)の検討。	
13	他地域からの避難者受け入れ		
14	南海トラフ地震等、遠距離の事故	受け入れ可能施設の確保と整備計画	
	を想定した、避難者受け入れ態勢		
	の整備・計画		
【災害	【災害時要援護者への防災体制】		
15	子どもを最優先に、放射能汚染か	◇1 美浜、大飯など近隣の原発の最悪事故を想定した避難と防護計画の策定	
	ら市民を守る	そのために	
		・市職員、教職員、医師、消防、医療・要支援・要介護関係者の学習	

NO	取組項目	取組内容	備考
		・住民の原子力防災学習	
		・児童生徒の原子力防災学習、計画と組織、方法	
		・ヨウ素の備蓄と配布体制、避難先、食料、応急医療、トイレなど生活環境・条件整備、	
		・福島等の住居、学校、農地、山林、水源の除染に学ぶ	
		・避難計画の組織と具体的方法	
		・避難先自治体の受け入れ態勢整備・・・その他	
16	「災害弱者」の優先的な保護や避	子ども、高齢者、障がい者、病人(入院患者を含む)、経済的困窮者等、いわゆる生物的、	
	難について	社会的、経済的「弱者」とされる人々の優先的な保護や避難についてのサポート体制につ	
		いて先に検討する。	
【防线	災資機材等の整備】		
17	ヨウ素剤等の準備	・ヨウ素剤服用の判断基準	
		・ヨウ素剤服用指示の方法	
		・ヨウ素剤の配布方法(事前配布)	
		・ヨウ素剤使用方法の周知(目的・保管方法・判断基準・服用方法)	
		・ 放射線防護資機材の整備	
18	緊急準備資 (機) 材の整備	防塵マスク(防護マスク)や安定ヨウ素剤、ガソリン等の備蓄について検討し、これらに	
		ついては実行できるものから速やかに行うことを提案する。	
		*なお線量計やモニタリングポスト(モニタリングカー)、食品検査機器等、高価なものに	
		ついてはより綿密な検討が必要とされるはずで、何をどれだけ購入するかが第2回会議の	
		議論の中心となるべきなはないというのが私の意見。それよりも先に決めておかねばなら	
		ないこと、また決めることが可能なものから優先的に議論するほうが建設的であると考え	
		る。	
19	原子力災害時の被ばくを避ける	放射性物質を含んだ気体や微粒子による被ばくを避けるため、防護対策の検討や避難所整	

NO	取組項目	取組内容	備考	
	ための防護対策等について	備の確認が必要。		
		1. 屋内退避や安定ヨウ素剤の予防服用の検討		
		※詳細は原子力規制委員会で協議中のため、委員会の動向を注視しながら検討を進め		
		ていく。		
		※なお、兵庫県地域防災計画(原子力等防災計画)を H25 年度に修正予定であり、県計		
		画修正前に市が計画策定された場合は、県計画修正後に整合を図っていただきたい。		
【防	【防災教育·意識啓発】			
20	市民への広報活動	原子力防災の関心を高めるための広報活動の重要性。		
		特に高齢者、乳幼児を持つ親、学校での学習など積極的に進める必要があるのでは。		
21	原子力防災教育	・原子力災害の基礎知識		
		・避難方法の周知		
		・防災訓練(机上訓練・避難訓練)		
		・学校・病院・福祉施設・地域・家庭等での避難計画づくり		
		・避難の準備(避難用具)		
【その	【その他】			
22	損害賠償を行う仕組みの確認	・どの機関が最終的な責任を負うのか。		
		・賠償の基準と実施方法についてのおおまかな確認		
23	平常時の放射線量の把握	・原子力災害時に放射性物質が流れ込んできたときに、平常時との線量の差を確認できる		
		ようにしておく。		